

令和7年度 流山小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定

令和7年4月1日改訂

流山小学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づいて、いじめ防止基本方針をここに定める。

1 いじめの定義といじめ防止対策の基本的な方針

1)いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

いじめは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。この定義に当てはまる行為は、「一度きり」「悪ふざけ」「お互い様」であっても、いじめとして対応する。

2)いじめ防止対策等の基本的な方針

いじめは、人権侵害であり、生命又は心身に重大な危険を及ぼすものであるから、いじめは、どこにでもおこりうるものと強く認識し、決して許してはならない。この方針に基づいて具体的な方策として、下記のことに取り組んでいく。

2 いじめ防止の取り組み

本校は、「地域とともにつくる日本一楽しい学校」を学校経営方針に掲げている。全校児童が、毎日、元気で楽しい学校生活が送れるよう「いじめゼロ」を目指して全校あげて組織的に取り組む。

1)いじめ防止対策推進法第四条(児童は、いじめをおこなってはならない。)に基づき、いじめが法律で禁止されていることを、全教育活動をととして周知する。

2)全教育活動をととして、いじめ防止の取り組みを推進するため、いじめ防止対策を年間計画に位置づけていく。学校全体で暴力や暴言を排除することを確認し、また教職員の不適切な発言(差別的発言や児童を傷つける発言等)や体罰がいじめを助長することを認識し、指導にあたる。

3)いじめ防止につながる道徳教育、人権教育を重視し、全教育活動で推進する。

・教科及び教育課程全体を通して道徳教育を充実させる。

(いのちを大切にするキャンペーンの実施等)

- ・体験活動を通して豊かな心を育てていく。
- ・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を行う。
- ・過度の競争意識、勝利至上主義等が児童のストレスを高め、いじめを誘発することを認識するなど教職員自身が人権意識をもって教育活動を行っていく。

4) 好ましい人間関係をつくる教育活動を推進する。

- ・あいさつ運動の実施

人間関係の基本として児童会や生活委員会を中心に、朝のあいさつ運動を年間通して実施する。

- ・特別活動の時間を重視し、心の通い合う活動をすすめる。

3 いじめの早期発見、早期対応の在り方

- 1) いじめは、日常生活の何気ない中で起こる。教師は、児童の学校生活、保護者は、家庭生活の中で、児童の生活ぶりに注視し互いに密に連携して早期発見に努める。

2) いじめ調査の実施

定期調査 年間2回(1学期に1回、2学期に1回)いじめ調査を行う。全校で集約し、必要に応じて生徒指導部会で、具体的な改善策をたて、組織的に早期対応をすすめる。

- 3) いじめの重大な情報が得られた場合、速やかに校長まで報告をあげ、「いじめ対策協議会」を招集し、対応策を協議し、対応に当たる。その際に「いつ、誰が、どこで、何を、どのように、誰に報告したか、その後どうなったか等」情報共有すると共に議事録を作成することとする。

- 4) 「いじめ対策協議会」の構成員は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・学年主任・担任・その他ケースによりスクールカウンセラー等必要な職員を加える。

5) いじめに対する措置

- ・いじめの情報をつかんだ場合、すみやかに組織へ報告し、組織的に事実の有無を確認する。確認の際には、加害者が被害者や通報者に物理的・精神的な圧力を掛けることを防止するよう努める。
- ・いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する安全確保等の支援、いじめを行った児童への指導とその保護者への報告助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童・保護者と相談し、安心して教育が受けられる環境をつくる。場合によっては、一定期間、集団での学習形態ではなく、別室での個別学習ができるよう配慮する。
- ・いじめの関係者間の争いを生じさせないよう、いじめに関する情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

- ・犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、すみやかに教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ・いじめの加害者は、場合によっては、別室での個別学習の措置をとる。その際は事前に保護者と相談する。
- ・いじめの加害者・被害者という二者関係だけでなく、はやし立てたり面白がったりする児童や周辺での暗黙の了解を与えている児童に関しての指導にも努める。
- ・被害者が「大丈夫」「何もしなくていい」と訴えている場合でも、安全確保のための見守り、声掛け等の対応や組織的な再発防止策を行う。

6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処できるよう、必要な啓発活動として、情報モラル教育及び教員の研修会を行っていく。

7) いじめの解消

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上継続していることを確認し、行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- ・被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・被害者の「大丈夫」「何もしなくていい」と訴えている場合でも、それだけで解消とは判断しない。
- ・いじめが再発すること可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していく。

4 教育相談体制

- 1) 日常的に児童が相談しやすい環境を整え、学校内組織として学年・生徒指導部 会とも連携してすすめる。
- 2) 学期ごとに1度、教育相談として全児童に対して担任が面談を行う。
- 3) 千葉県スクールカウンセラーや校内での相談職員を保護者・児童に周知し、相談体制を強化するとともに、対応について必要に応じて情報共有し、助言を受ける。
- 4) 流山市いじめ防止相談対策室を通して県のスクールロイヤーやスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の協力や助言をいただく。

5)相談・通報機関連絡先

【学校・保護者】

◇流山市教育委員会指導課 いじめ防止相談対策室 電話:04-7157-1683

◇千葉県子どもと親のサポートセンター (相談専用フリーダイヤル・24 時間対応)

電話:0120-415-446

【児童】

◇流山子ども専用いじめホットライン(午後 1 時～9 時まで) 電話:04-7150-8055

◇24時間子どもSOSダイヤル 電話:0120-0-78310(なやみいおう)

5 生徒指導体制について

- 1)生徒指導部会を中心として、いじめ防止策の推進にあたる。
- 2)いじめの早期発見、防止に関すること、いじめ事案解決に関すること、いじめ問題に関しての児童の理解を深めていくこと等について活動を行う。

6 重大事態への対処について

生命・心身又は個人の財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対処を行う。

- 1)重大事態の発生を流山市教育委員会に速やかに報告する。
- 2)教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 3)上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- 4)上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係等について報告する。

7 いじめ防止にかかわる校内研修の推進について

年間の研修計画にいじめに関する研修を位置づけ、計画、組織的に研修を行う。必要に応じて外部講師を招聘する。

8 保護者、地域、関係機関との連携について

- ・いじめ防止は、学校と保護者、地域、関係機関の連携が不可欠ととらえ、常日頃から情報を共有しながらいじめ防止対策をすすめていく。
- ・学校はいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは警察署と連携して対処する。児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

9 その他

- ・全校児童に知らせることにより、児童からの意見も聞きながら実効性のあるものにしていく。
- 学校便り、ホームページ等により、全家庭、地域に周知し、理解と協力をえていく。
- ・なお、この方針は、今後、いじめ防止対策会議等で点検及び改善見直しを図っていくことを付記する。

令和7年度 いじめ防止等のための年間計画

	学校	保護者・地域・関係機関	いじめ防止対策会議 いじめ対策協議会
4月		懇談会	基本方針 年間指導計画 見直し、作成
5月	いじめ防止授業(5年)	教育相談日	
6月	個人面談(教育相談) WEBQU (学級満足度調査) 生活アンケート	家庭教育講座 教育相談日	
7月	インターネット リテラシー授業	保護者面談 教育相談日	
8月	いじめ防止研修(職員)		
9月		教育相談日	
10月	生活アンケート	教育相談日	
11月	個人面談(教育相談) WBQU (学級満足度調査)	懇談会 教育相談日	
12月		保護者面談 教育相談日	
1月		教育相談日	
2月	個人面談	懇談会 教育相談日	
3月		教育相談日	

・児童会
生活委員会による挨拶運動

・人権教育(人権タイム)実施
・心の天気の実施

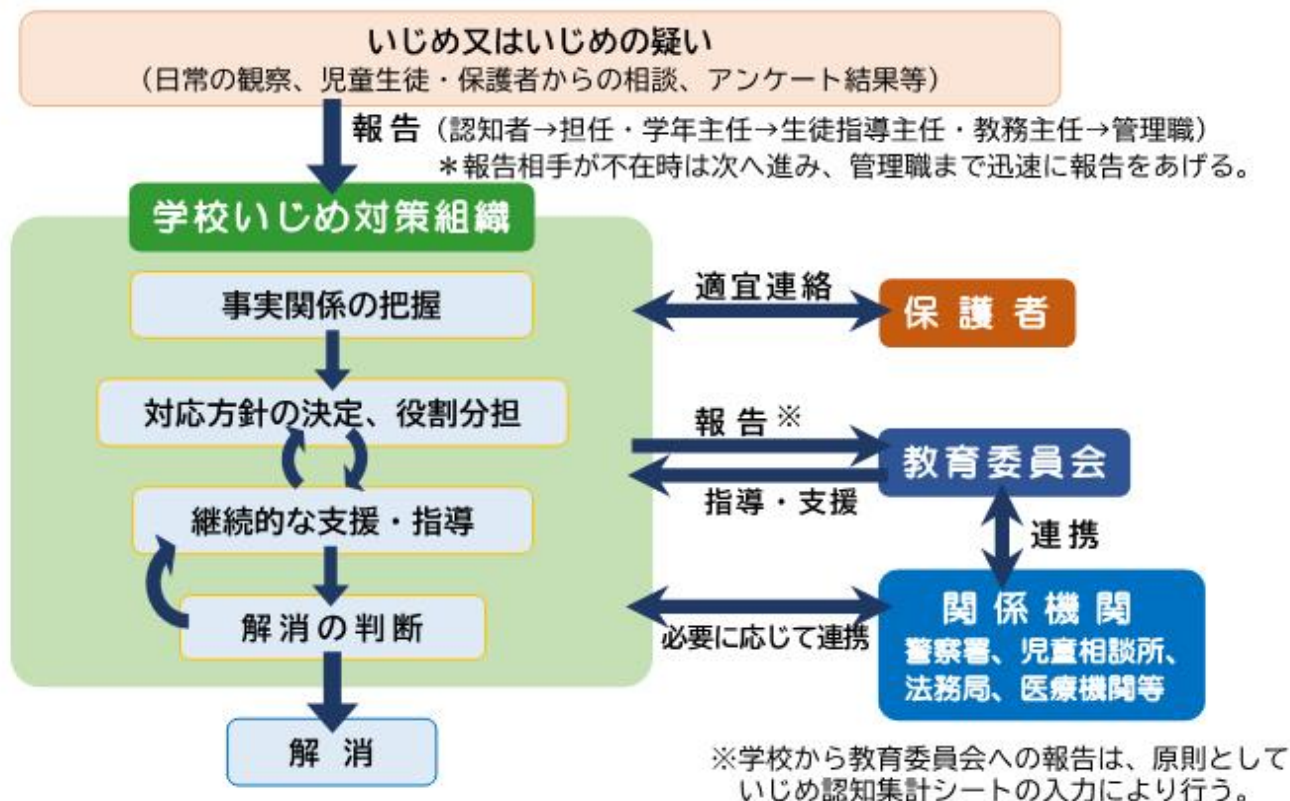
・スクールカウンセラー(月2回)

・生徒指導の視点を取り入れた授業に関する研修

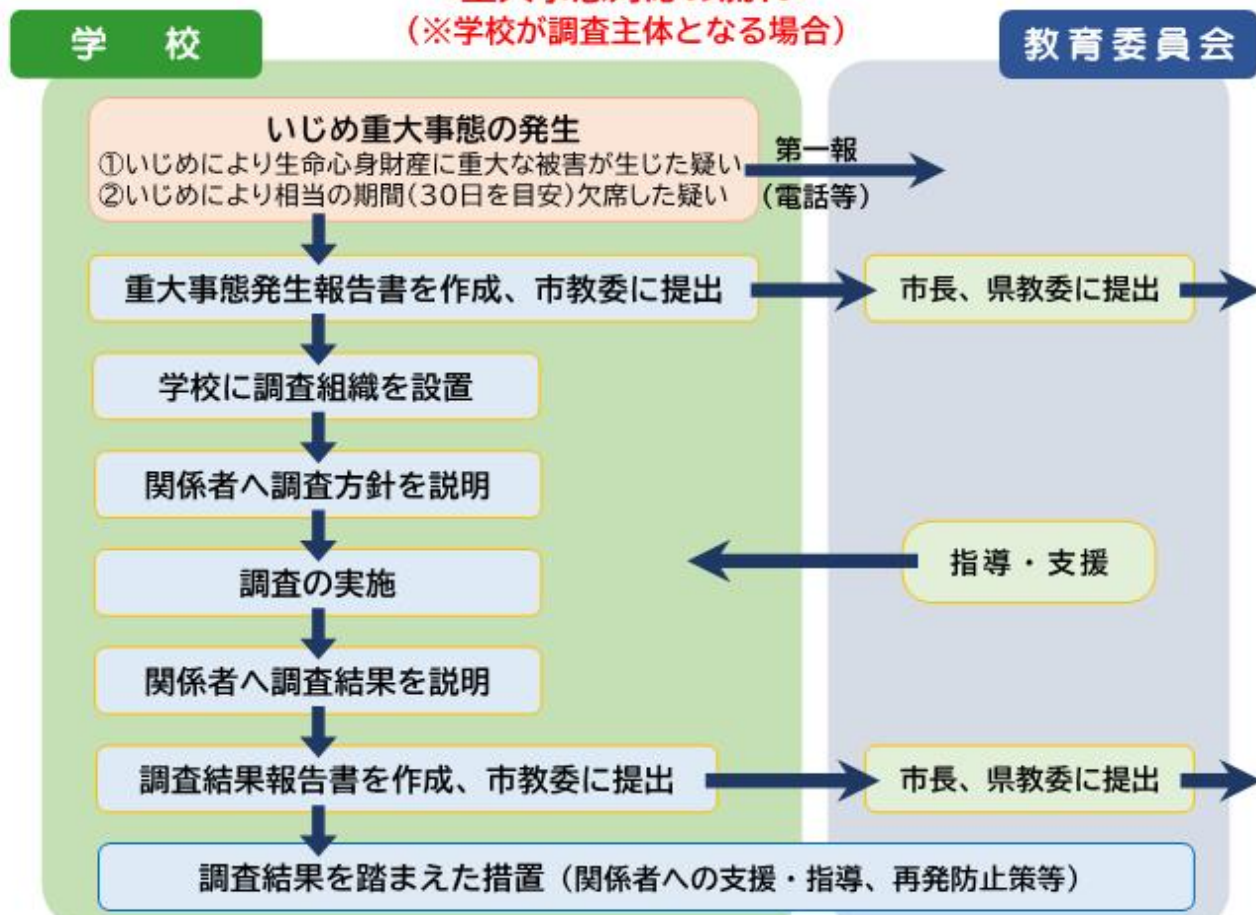
・いじめ防止対策会議(月1回実施)
・SSWとの連携
・いじめ防止対策会議の実施

対応フロー図

<いじめ対応の流れ>



<重大事態対応の流れ> (※学校が調査主体となる場合)



※調査主体を学校とするか教育委員会とするかは、教育委員会が決定する。

※教育委員会が調査主体となる場合は、教育委員会が流山市いじめ対策調査会に依頼して調査を行う。